

令和2年度 下期 宮崎県地域年金事業運営調整会議資料

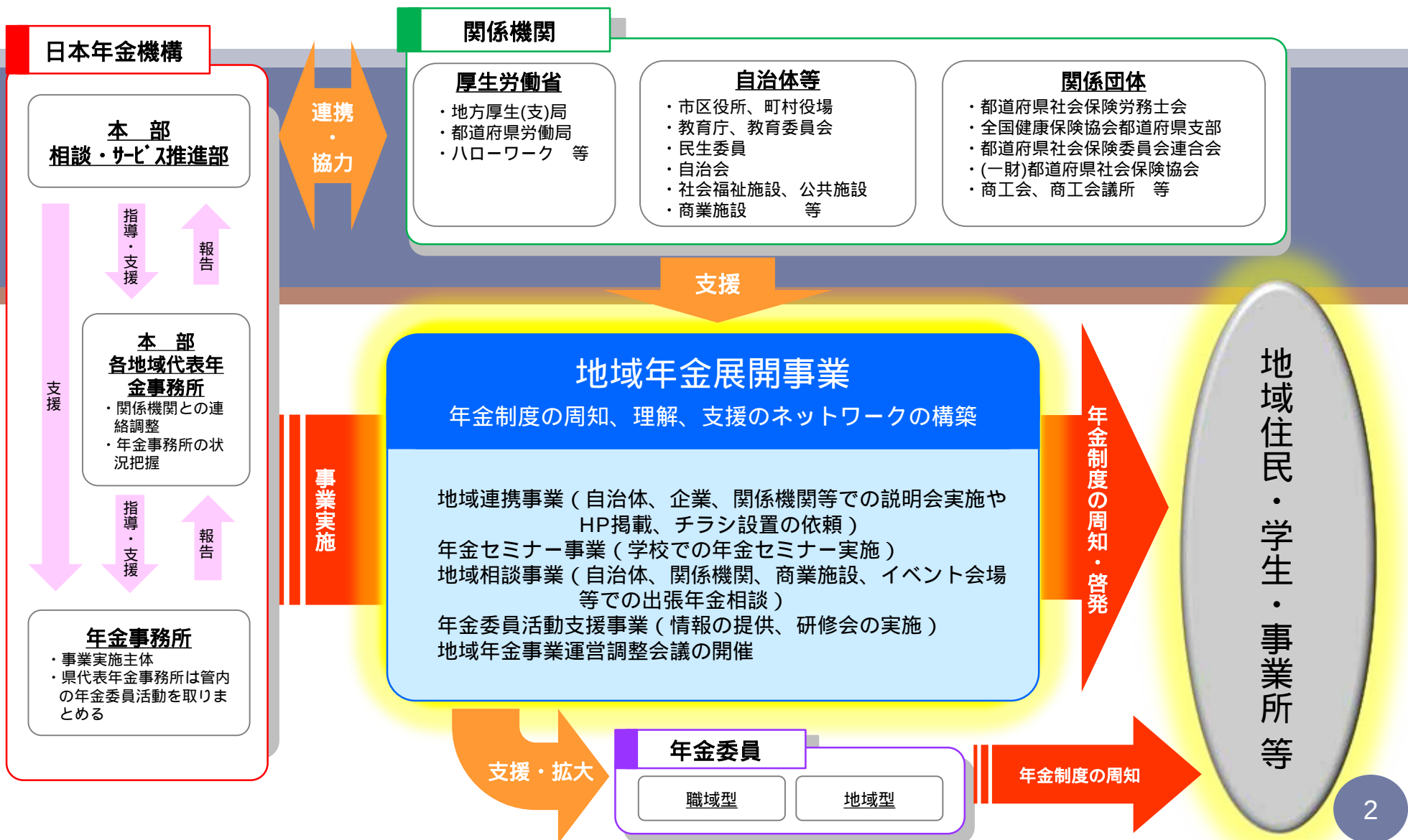
令和3年2月

目 次

1 . 地域年金展開事業の概要	1 ~ 3 P
2 . 令和 2 年度上期 事業実施結果	4 ~ 9 P
3 . 令和 2 年度下期 事業実施状況 (10 月 ~ 1 月)	10 ~ 23 P
4 . トピックス ~新型コロナウイルス感染症への対応~	24 ~ 29 P
5 . 令和 3 年度 事業計画 (案)	30 ~ 36 P
6 . 参考資料	37 ~ 44 P

1 . 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要



地域年金展開事業の主な取組

公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」、「出張年金相談」等を実施します。

日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止に配慮した取組を実施しています。

本来の取組内容

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。市役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

コロナ禍での取組内容

アプローチは原則、電話・文書とし、相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

地域状況を鑑み相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

原則、電話・文書による活動。対面による場合は感染防止対策の徹底。

原則、書面開催とし、委員に文書（資料）を送付する。

2 . 令和 2 年度上期 事業実施結果

令和2年度 地域年金展開事業（上期）

令和2年度上期における地域年金展開事業は、お客様と対面する必要がある事業について一定の制約のもと実施するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底しつつ事業を進める。

・ 地域連携事業、年金セミナー事業

- ・ 年金エッセイの募集により、若い世代の年金制度に対する理解を深める。
- ・ 年金制度説明会、市町村職員を対象とした研修会、年金セミナー等は原則実施しない。

（教育機関等から開催要請があり、かつ感染防止対策の徹底が可能な場合に限り実施可能）

・ 地域相談事業

- ・ 感染防止対策を徹底した上で実施。

・ 年金委員活動支援事業

- ・ 年金委員功労者表彰の実施に向けた準備を行う。
- ・ 年金委員の委嘱勧奨は原則実施しない。

・ 地域年金事業運営調整会議

- ・ 上期は開催しない。

地域連携事業、年金セミナー事業

○ 年金エッセイの募集

公的年金制度の役割や必要性を正しく理解していただき、公的年金制度への加入義務の意識の醸成を図ることを目的として、例年に引き続き、「わたしと年金」エッセイの募集を実施。

- ・報道関係者への周知活動として県政記者クラブにプレスリリース。
- ・県教育委員会等に協力依頼を行い、県立高校、中高一貫を含む私立高校にリーフレット及びポスターを送付。

○ 年金制度説明会

- ・市町村の国民年金事務担当者（初任者、窓口）に研修を実施。

管轄事務所	実施日	会場	対象市町村	参加人数
宮崎	6/9	宮崎市民プラザ	宮崎、日南、国富、綾	22名
高鍋	6/26	高鍋年金事務所	西都、川南、木城、新富、高鍋、都農、西米良	8名
延岡	7/13	延岡年金事務所	延岡、日之影、高千穂、五ヶ瀬	9名
〃	7/14	〃	日向、門川、美郷、諸塚、椎葉	8名
都城	7/21	都城市中央公民館	都城	12名
〃	7/22	都城年金事務所	小林、えびの、串間、高原、三股	10名
合計		6会場		69名

○ 社会保険制度講習会

- ・ 社会保険協会主催の講習会（勉強会）に講師を派遣し、社会保険制度の説明を実施。

管轄事務所	開催地区	実施日	会 場	参加人数
宮崎	宮崎地区	9/14	宮崎市民文化ホール	716名
〃	日南地区	9/15	南郷ハートフルセンター	170名
高鍋	高鍋地区	9/17	高鍋町中央公民館	163名
延岡	延岡地区	9/9	延岡総合文化センター	286名
〃	日向地区	9/11	日向市中央公民館	209名
〃	高千穂地区	9/8	高千穂町自然休養村管理センター	55名
都城	都城地区	9/4	都城市総合文化ホール	328名
〃	小林地区	9/3	小林市文化会館	192名
合計	8地区			2,119名

○ 年金セミナー

日本年金機構本部からの指示により、令和2年度上期は原則実施しないこととされていたが、開催要請があり、かつ感染防止対策の徹底が可能な場合に限り実施可能であることから案内文書を送付。

- ・ 令和2年度 国民年金学生納付特例対象校（29校）に送付。

令和2年9月末現在、13校から回答受付。2校が年度末頃の開催を検討。

地域相談事業

○ 出張年金相談の実施（市区町村、自治会、事業所、関係機関等）

・ 定例開催（４～９月実績） コロナの影響により中止となっている月あり。

管轄事務所	実施予定	市区町村	事業	回数（回）	相談数（人）	備 考
宮崎	毎月	日南市	出張相談	6	58	
高鍋	毎月	西都市	出張相談	4	19	4月、5月は中止
〃	年2回	西米良村	出張相談	0	0	8月中止、次回2月を予定
延岡	毎月	日向市	出張相談	4	56	4月、8月は中止
〃	毎月	高千穂町	出張相談	5	49	4月は中止
都城	毎月	串間市	出張相談	5	40	5月は中止
〃	毎月	小林市	出張相談	4	42	4月、5月は中止
〃	毎月	えびの市	出張相談	4	57	4月、5月は中止
合計		8市町村	出張相談	32	321	

・ 随時開催

開催要請がなく、対面によるアプローチもできないため上期における実施なし。

・ 年金委員活動支援事業

- 年金委員功労者支援事業
 - ・ 年金委員功労者表彰の実施に向け、各年金事務所において表彰候補者の選定を実施。
- 年金委員の委嘱勧奨
 - ・ 事業所からの新規適用届提出時など、他業務で面談する機会を捉えた勧奨を実施。

・ 地域年金事業運営調整会議

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度上期における開催を中止。

3 . 令和 2 年度下期 事業実施状況 (10 月 ~ 1 月)

令和2年度 地域年金展開事業（下期）

○ 令和2年度上期においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による事業の実施や会議・研修等が原則中止されているところ。

○ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、日本社会やライフスタイルが急速に非接触型のビジネス環境に移行してきており、地域年金展開事業においても対面型のビジネスモデルから、制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるような非対面型のビジネスモデルへの転換を図っていくことが急務となっている。

下期における地域年金展開事業の取組

事項	平成31年度	令和2年度 下期
全体	○ 市区町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等と連携し、制度改正等に関する周知・啓発活動を積極的に実施する。	○ 各事業においては、電話や文書など非対面による活動を主体とし、対面による場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で実施する。
年金委員 (委嘱拡大、活動)	○ 年金委員活動の活性化とその委嘱拡大を最重要課題と位置づけ、定期連絡会や年金委員研修等による情報発信の充実を図り、年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに、関係団体等への働きかけを強化し、その委嘱拡大に努める。	○ 年金委員の委嘱拡大については、電話・文書による勧奨や事業所からの新規適用届提出時など他業務で面談する機会を捉えた勧奨・案内は可能とする。 ○ 地域型年金委員には、自己研鑽のための情報提供のみを行い、原則、電話や文書以外の対面での活動は要請しない。
年金セミナー及び 制度説明会	○ 保護者や教職員を対象とした年金セミナーを積極的に実施し年金セミナー全体の更なる拡充を図る。なお、実施にあたっては、地域年金推進員を積極的に活用する。 ○ 自治会、事業所、ハローワーク等と連携し、制度説明会の開催による周知活動を積極的に実施。なお、これらの実施にあたっては、従来の年金請求手続き等一般的なテーマを扱った年金制度説明会のほか、制度改正に関する説明会の実施を積極的にアプローチし、実施拡大に努めること。	○ 年金セミナーや制度説明会は、教育機関等から開催要請があり、当該機関のテレビ会議システム等を活用した非対面型の実施や、当該機関等における感染防止対策の徹底が可能な場合に限り開催可能とする。 開催要請の捉え方 機構よりアプローチしていたもので、開催前に教育機関等へ再度確認した結果、先方から開催してほしいと回答があった場合は要請があったものとする。 ○ 一般的なセミナー動画の活用も可能とする。
会議・研修等	○ 地域年金事業運営調整会議は自治体との連携を強化する観点から、出席枠を拡大し、積極的に参加を働きかけること。 未適用対策の観点から、中・小企業との関わりが大きい商工会、商工会議所へも積極的に参加を促す。 ○ 地域型年金委員と年金事務所間の情報共有、地域年金委員相互間の情報共有を図ることを目的とした地域型年金委員連絡会は定期的に開催すること。	○ 地域年金事業運営調整会議は書面開催のみ可能とする。 ○ 年金委員向けの連絡会・研修は、開催場所における感染防止対策の徹底が可能で、委員からの参加希望があった場合に限り、開催可能とする。県内開催等の場合は、テレビ会議システムを活用して実施する。

地域連携事業

市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等に依頼し、年金制度に関するチラシ・ポスター等の配付、掲示板へのポスター掲示等による周知活動を実施する。

○ チラシ・ポスター等の配付及び掲示

ねんきんネット利用案内に関するポスター・リーフレットを市町村に送付し協力を依頼。

また、アニュアルレポートを送付し、事業状況について報告を行った。



○ 年金制度説明会の開催

・ 国民年金事務担当者（初任者、窓口）に研修を実施。

12月 7日、14日は、九州厚生局と共催して、九州管内市町村職員への事務説明会を開催。機構のテレビ会議システムを活用し、博多年金事務所から発信を行った。

管轄事務所	実施日	会場	対象市町村	参加人数
宮崎	12/2	宮崎市民プラザ	宮崎、日南、国富、綾	20名
全拠点	12/7 12/14	各年金事務所会議室	宮崎県内管轄市町村	33名

- 社会保険事務担当者向けの説明会
 - ・ 社会保険事務担当者を集め制度説明会を開催。

管轄	日時	場所	主な議題	参加人数
延岡	12/8	延岡社会教育センター	制度説明	15名

- 社会保険制度講習会
 - ・ 社会保険協会主催の新任社会保険担当者説明会に講師を派遣し、制度の説明を実施。

管轄事務所	開催地区	実施日	会 場	参加人数
宮崎	宮崎地区	12/4	J A A Z Mホール (午前、午後の2回に分けて実施)	24名 20名
高鍋	高鍋地区	12/11	高鍋町中央公民館	9名
延岡	延岡地区	12/8	延岡社会教育センター	13名
都城	都城地区	12/2	都城市ウェルネス交流プラザ	9名
合計	4地区			75名

○ 市町村職員向け情報誌「かけはし」の送付

- ・ 市町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行っている。

（5月、7月、9月、11月、1月、次回3月送付予定）

○ 税務署へ広報チラシの設置依頼

- ・ 確定申告時の窓口混雑緩和のため、県内税務署に対し「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書の再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を実施した。

年金受給者の皆様へ

源泉徴収票の交付申請方法のお知らせ
※再発行申請についてはこちらをご覧ください

新型コロナウイルス感染防止のため、**再発行の申請方法を簡便化**しております。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新制度
電話の場合 基礎年金番号をお知らせ下さい。
約2週間程度で届きます。
「ねんきんダイヤル」 ☎0570(05)1165
050から増える電話でおかけになる場合は03-8700-1165
※お急ぎの場合は直轄年金事務所へ
ご相談ください

新制度
ネットの場合 「ねんきんネット」から交付申請ができます。
https://www.nenkin.go.jp/n_net/
※税務署等で確定申告書を作成する場所以外、
「ねんきんネット」の電子署名機能も使用
できます。

**年金事務所へ
来用される場合** 本人確認書類を持参してください。
運転免許証・マイナンバーカード等
※代理人が来用される場合は、本人の捺印が必要です。
（委任状はホームページよりダウンロードできます）
あらかじめ税務署の受付や窓口等に記入していただくシールが必要です

お知らせ
確定申告書等については、税務署へ提出する際、
マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

日本年金機構 ○○年金事務所 お客さま課室
〒○○○-○○○
○○市○○区○○1-2-3
☎○○○-○○○-○○○○○

音声案内が流れます
最初に ①を押し、再度音声案内が流れます
続けて②を押してください

令和2年中に国民年金保険料を納めた皆様へ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の
再交付申請方法のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止のため、**再交付の申請方法を簡便化**しております。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新制度
電話の場合 基礎年金番号をお知らせ下さい。
「ねんきん加入者ダイヤル」 ☎0570(003)004 050で増える電話でおかけ
になる場合は
約2週間程度で届きます。
※お急ぎの場合は直轄年金事務所へ
ご相談ください

新制度
ネットの場合 「ねんきんネット」から再交付申請ができます。
https://www.nenkin.go.jp/n_net/
「ねんきんネット」への登録方法→裏面へ

**年金事務所へ
来用される場合** 提出書類が揃っている方は即日交付できます。
本人確認書類を持参してください。
運転免許証・マイナンバーカード等
※代理人が来用される場合は、本人の捺印が必要です。
（委任状はホームページよりダウンロードできます）

お知らせ
確定申告書等については、税務署へ提出する際、
マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

日本年金機構 ○○年金事務所 国民年金課
〒○○○-○○○
○○市○○区○○1-2-3
☎○○○-○○○-○○○○○

音声案内が流れます
最初に ②を押し、再度音声案内が流れます
続けて③を押してください

地域相談事業

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、商業施設等において出張年金相談（学生納付特例申請窓口、免除申請窓口含む）を実施する。

- 出張年金相談の実施（市区町村、自治会、事業所、関係機関等）
 - ・ 定例開催（10 ～ 1月実績）

管轄事務所	実施予定	市区町村	事業	回数（回）	相談数（人）	備 考
宮崎	毎月	日南市	出張相談	4	45	
高鍋	毎月	西都市	出張相談	4	29	
〃	年2回	西米良村	出張相談	0	0	8月は中止、次回2月を予定
延岡	毎月	日向市	出張相談	4	61	
〃	毎月	高千穂町	出張相談	4	40	
都城	毎月	串間市	出張相談	4	44	
〃	毎月	小林市	出張相談	3	29	1月は中止
〃	毎月	えびの市	出張相談	3	37	1月は中止
合計		8市町村	出張相談	26	285	

- ・ 随時開催 開催要請がなく、対面によるアプローチもできないため下期における実施なし。

年金委員活動支援事業

年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに関係団体等への働きかけを行い、委嘱拡大に努める。

1. 情報提供

- ・コロナ禍における年金委員活動支援事業について、日本年金機構からのサポートをより一層充実させるため、日本年金機構本部から年金委員に対して、年金制度改正等の最新情報記載の周知物（チラシ・パンフレット）を一括送付。（令和2年11月13日）
- ・地域型年金委員には情報誌「なごみ☆便り」を隔月で送付している。



2. 関係機関との連携

- ・年金協会、社会保険協会、全国健康保険協会（健康保険委員）、市区町村等との連携を図る。

3. 会議、研修会等の実施

- ・民生委員へ年金制度に関する説明会を開催

管轄	日時	場所	内容	参加人数
延岡	11/19	門川町総合福祉センター	年金制度説明	70名
延岡	12/11	高千穂町自然休養村管理センター	年金制度説明	61名
延岡	12/22	五ヶ瀬町社会福祉協議会	年金制度説明	30名

・年金委員研修会の実施

管轄	日時	場所	参加人数
延岡	12 / 7	延岡総合文化センター	地域型年金委員 15名 職域型年金委員 64名

4 . 年金委員功労者表彰式

「令和2年度 年金委員・健康保険委員 功労者表彰式」の開催（共催：健康保険協会）



日時：令和2年11月19日（木）14時～15時

場所：ニューウェルシティ宮崎2階 高千穂の間

○ 年金委員表彰者数 厚生労働大臣表彰 1名
日本年金機構理事表彰 4名

5 . 全国年金委員研修

・テレビ会議システムを利用して開催（令和2年11月27日（金）13時～16時30分）

管轄	場所	議題	参加人数
宮崎	年金事務所会議室	年金制度改正、年金ネット、 電子申請、年金給付（障害）等	地域型 6名 職域型 4名
高鍋	年金事務所会議室		地域型 0名 職域型 3名
延岡	年金事務所会議室		地域型 0名 職域型 2名
都城	年金事務所会議室		地域型 0名 職域型 5名

年金セミナー事業（教育機関への取組）

1. 年金セミナーの開催

- ・開催要請があった学校に対し、感染防止対策を講じた上で実施。

		大学・短大	専門学校	高等学校	中学校	支援学校	計
宮崎	アプローチ	3回	4回	15回	0回	0回	22回
	セミナー	0校	2校	4校	0校	0校	6校
高鍋	アプローチ	1回	3回	3回	14回	0回	21回
	セミナー	0校	0校	0校	0校	0校	0校
延岡	アプローチ	1回	1回	6回	3回	0回	11回
	セミナー	0校	0校	2校	2校	0校	4校
都城	アプローチ	0回	1回	1回	0回	0回	2回
	セミナー	0校	0校	0校	0校	0校	0校
合計	アプローチ	5回	9回	25回	17回	0回	56回
	セミナー	0校	2校	6校	2校	0校	10校



2. 年金セミナー用動画（DVD）による開催

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面による年金セミナーを希望する教育機関等に対し、年金セミナー用動画（DVD）を送付。

	大学・短大	専門学校	高等学校	中学校	支援学校	計
宮崎	6 校	10 校	12 校	0校	0校	28 校
高鍋	1 校	3 校	3 校	14 校	0 校	21 校
延岡	0 校	0 校	1 校	2 校	0 校	3 校
都城	1校	11 校	14 校	0校	0校	26 校
合計	8 校	24 校	30 校	16 校	0 校	78 校

地域年金推進員委嘱事業

次代を担う若い世代（生徒）に対して公的年金制度の仕組みや基本理念について正しい理解の普及を推進するため、教職員OB、現役の教職員、学校との関係や生徒へ伝える能力があると拠点長が判断する者を「地域年金推進員」として委嘱し、個別学校訪問形式で年金セミナー等の活動を行う。

- ・令和3年1月現在、宮崎県では地域年金推進員 1 名を委嘱して活動を実施している。

地域年金事業運営調整会議

地域年金展開事業は、地域・教育・企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を越えた社会連携を図ることを目的としている。そのため、各都道府県に有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行っている。

- ・ 例年は年2回（6月、2月）開催しているが、令和2年度においては開催を見送り。

ねんきん月間・年金の日

- ・ 都城年金事務所において、「こども絵画展」を開催

近隣の保育園ご協力のもと、素晴らしい作品を作成していただき、待合スペースに展示を行った。

【テーマ】

- ・ 5歳児が、ちぎり絵で「ももたろう」
- ・ 4歳児が、染紙、手形、足形で「紅葉」
- ・ 3歳児が、折り紙で「春夏秋冬」



「わたしと年金」エッセイ

中学生以上の生徒・学生・一般の方々を対象に、ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度とのかかわり = 「わたしと年金」をテーマとしたエッセイを平成22年度から募集している。令和2年度の応募件数は942件であった。

《厚生労働大臣賞》 北海道（30代：男性）

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予（学生納付特例）を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1カ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていないければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っていなかっただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝してもしきれない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの？」、「保険料なんて支払う意味なんてあるの？」、「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ？」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに…」「市役所の年金担当から案内されたことが無い…」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった…」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでののだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないよう、「案内を行う側」である私をもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか？」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいと年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

《日本年金機構理事長賞》 岐阜県（高校生：女性）

私は最初、年金と聞いて漠然と、「高齢者がもらうもの」だと思っていました。祖父母の口からよく年金という言葉を目にしていたからです。しかし、国民年金について調べていくうちに私は、年金のことを「温かい制度」だと考えるようになりました。

このエッセイを書くにあたって、まず初めに、母に「年金ってどういうもの？」と質問しました。すると母は、「将来、働けなくなったときのための保険みたいなものかな。」と言っていました。それに対して、私は一つのことを疑問に思いました。それは、「保険との違い」です。母の言う「将来の保険のようなもの」である年金と、一般に言う「保険」、何が違うのか。

気になったので、調べてみると、そこには大きな違いがあると感じました。それは、「人の温かさ」です。年金には、人の温かさがあると感じました。もし、予測していなかったことが自分の身に起こり、困っていたら助けてもらえる。もし、自分ではない誰かが困っていたらその人を助けることができる。自分の将来の身を守るためだけの「保険」とは違い、「年金」は人と人が助け合える温かい制度だと思います。

年金のことを調べていくうちに、「障害年金」というものがあることを知りました。私の親戚にも、障害年金を受けとっている人がいます。私の祖母の姉です。祖母の姉は現在、七十二歳なのですが、三十代のときから、慢性腎不全という病気を患っており、二日に一度のペースで、人工透析をしなければなりません。私が初めて、それを知ったとき祖母の姉のことをとても可哀想だと思うと同時に、世の中には、様々な病気で苦しんでいる人がたくさんいるのだと悲しい気持ちになりました。でも、私にできることは何もありません。祖母の姉は、東京で祖母の兄と一緒に住んでいます。祖母の姉は、透析の関係で私たちの住んでいる場所に、会いにくることはできないし、私たちも頻繁に行くことはできません。可哀想だと思っても何もすることのできない私は、とても無力です。でも、「障害年金」があることによって、祖母の姉の大きな助けになっていると思います。私は、病気になっていないし、苦しみも分からないから簡単なことはできません。でも、「年金」という制度は、意識していないかもしれないけれど日常生活の中で自然と互いを支えているのだと思うのです。だから、「年金」は温かい制度だと感じました。

年金のことを「温かい制度」だと感じるようになってから、年金のことを「将来のための保険のようなものかな？」と言っていた母に伝えたいくなりました。母に、自分の思ったことを伝えると「そんなに深く考えたことなかったな。言われてみると温かい制度やな。」と言っていました。私は、こんなにも温かい制度に、義務というものもあるけれど加入している両親や、年金を納めているすべての大人を尊敬する気持ちになりました。

世の中には、自分の身に何も起こらなかつたら損じゃないか、と思う人もいます。まだ私は、お金を稼いでいないから、偉そうなことは言えないけど、年金のことを「温かい助け合いの制度」だと思えば、そんなことを思う人はいなくなると思います。また、年金を払い続けて何もなかったときに、「自分の身に何もなくて良かった」「誰かのためにあった」と思うようにすれば素晴らしいと思います。

私は、このエッセイを書くにあたってほとんど無知だった年金について知ることができ、年金という制度に、プラスの感情をもちました。世の中には、私のような高校生や、大人の方々も含め、年金について詳しく知らないまま、ただ単に、マイナスのイメージだけをもっている人が多くいるのではないかと感じます。まずは、私のように知ることから始めてみて欲しいです。そうすれば絶対に、年金についてマイナスの感情をもっている人でもそれはなくなると思います。私は年金を納めてくださっている大人の方々に、素晴らしい制度に加入していることを誇りに思っています。

私は、大人になったら必ず年金に入ろうと思います。今は、まだ高校生で、年金を納められる年齢でなく助けてもらっている側の人間です。日本に生まれた一国民として、周りの方々に恩返しするためにも、助け合いの温かい制度を大切にし、自分たちで守っていきたくたいです。

以下、作品については割愛いたします。

優秀賞（2名）

千葉県（40代：女性）、滋賀県（30代：男性）

入選（5名）

栃木県（80代：女性）、静岡県・大分県（高校生：女性）、静岡県・岐阜県（高校生：男性）

4 . トピックス

～ 新型コロナウイルス感染症への対応 ～

(1) 新型コロナウイルス感染症への主な対応

日本年金機構では、感染拡大を防止し、お客様の安心・安全を確保するため「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対しては、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げて対応しています。

衛生・労務管理	・各拠点に「新型コロナウイルス感染予防対策委員会」を設置し、感染防止対策を徹底 ・マスク等の着用、手指消毒の徹底、換気の徹底 ・総合窓口、待合スペース、トイレ等に消毒液を設置 ・トイレなど拠点設備の清掃・消毒の徹底
接触機会の低減	・時差通勤、在宅勤務の実施 ・オンラインによる会議の推進、会議時の対人距離の確保 ・お客様相談ブースにアクリル板等を設置、待合スペースの椅子の撤去
業務・お客様対応等	・個別訪問・来所要請の制限、滞納処分・強制徴収の停止 ・厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」の取組として、内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生等を、特定業務契約職員として全国の事務センターで採用 ・政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けた対応として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主、被保険者、年金受給者に対する措置（令和3年1月現在） 厚生年金保険料等の納付猶予の特例 （令和2年2月以降の任意の期間に相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等の納付を、申請により1年間猶予することができる。 なお、延滞金は全額免除となる。） 厚生年金保険料等の納付猶予特例

(失業や事業の休止に至らない場合でも、収入が急減し当年中の見込み所得が免除基準相当に該当する場合、簡易な手続きにより保険料免除などを可能とする特例措置。)

(障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届(診断書)について、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限をそれぞれ1年間延長。)

(令和2年4月から令和3年3月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定。)

標準報酬月額の特例改定

[illegible]

(2) オンラインビジネスモデルの実現

日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行している中で、日本年金機構においても、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルへの転換に取り組んでいます。

また、サービスのオンライン化に加え、機構内の事務処理のデジタルワークフローの確立や、多様化するお客様チャネルの体系整理も進めています。

● オンラインビジネスモデルの全体像

【お客様】 サービスのオンライン化

- 1．申請書・届書等をオンラインで提出
- 2．各種通知書・お知らせをオンラインで受け取り
- 3．知りたい、確認したい情報をオンラインで確認
- 4．年金相談をオンラインで実施
- 5．制度説明会・年金セミナー等をオンラインで受講

・サービスのオンライン化にあたっては、その多くが個人情報をインターネット環境で取り扱うことが前提となるため、情報漏洩の防止など、安全な環境の提供や確実な本人認証を行うことを最重要課題として施策化を図っています。

【内部処理】 デジタルワークフローの確立

- ・受付から内部処理、結果通知に至るまで、一貫した内部処理のデジタル化、ICT化の推進

【チャネルミクス】 チャネルの多様化

- ・お客様との非対面型チャネル（オンラインチャネル）の拡充
- ・年金事務所等の役割変化を踏まえた見直し

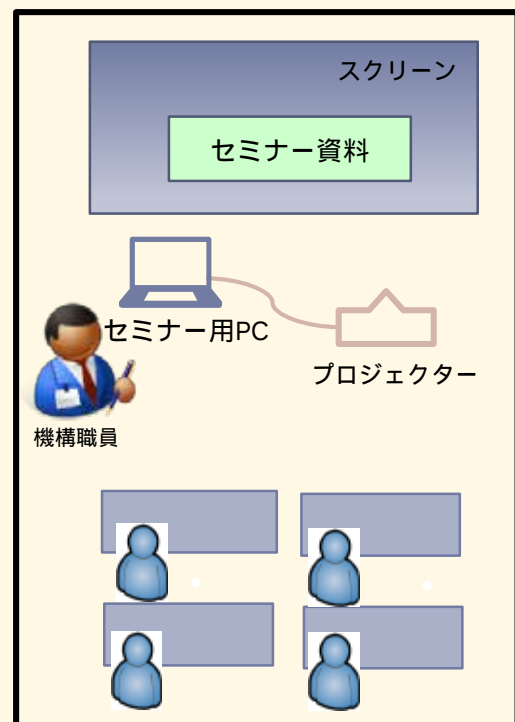
(3) 多様な年金セミナー等の実施に向けた対応

地域年金展開事業の分野に関しては年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、Web会議ツールを活用したオンラインによる年金セミナー等の実施に向けた準備を進めています。また、令和2年11月から「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料で配付し、これまでの対面型年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。

なお、オンラインによる年金セミナーは、まずは地域代表年金事務所（熊本東年金事務所）に導入し、実施結果を検証しながら、順次、全年金事務所に導入する予定です。

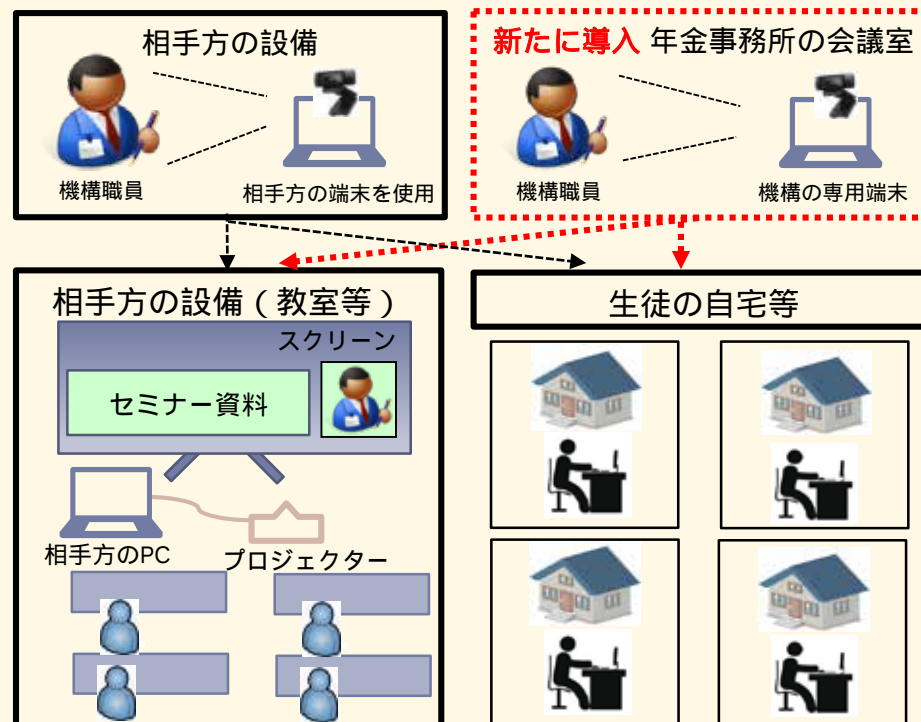
対面型

職員（講師）が学校等へ赴き、受講者と対面で実施する方法



非対面型（オンラインセミナー）

Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナーを実施する方法



動画提供型

機構から配付したセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法



令和2年11月から運用開始

「知っておきたい年金のはなし」を基にした一般的な内容のセミナー用動画に加え、今後、テーマや受講者の属性に合わせた複数バージョンの動画を作成する予定です。

(4) 電子申請・ねんきんネットの利用促進

お客様に提供するサービスのオンライン化として、事業主様向けには「電子申請」、個人のお客様向けには「ねんきんネット」の利用促進に力を入れています。

年金事務所ごとに一定の数値目標を定め、事業所への電話勧奨やリーフレットの送付、来所されたお客様への説明、地域年金事業運営調整会議委員や年金委員の皆様への協力依頼など、様々な機会をとらえた周知広報に取り組んでいます。

事業主の皆さまへ
社会保険手続きは
電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
なお、2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化**が始まっています。
※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

電子申請のメリットって何ですか？

- 24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送料などのコスト削減も期待できます。
- お金はかかりませんか？
GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。
- 電子申請のやり方がわかりません
日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請がいちばん早い！

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日早く届きます。**
ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請のご利用方法

STEP 1
「GビズID」のアカウント取得

STEP 2
申請データの作成

STEP 3
届出作成プログラムから申請！

※「GビズID」の詳細は、申請者はGビズIDホームページをご覧ください。
<https://www.gbiz.jp>

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

令和2年11月より
電子申請が利用しやすくなります！

e-Govでの申請にGビズIDを利用することができるようになります。(令和2年11月24日開始)
ぜひご利用ください！

ご届出にあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ！
日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに回答してお答えする**電子申請相談チャット**を開設しています。
24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。
【ねんきん加入者ダイヤル】(日本年金機構電子申請・電子届出受付専用ダイヤル)
0578-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください
03-68537-2913→「2番」をお選びください
<受付時間>
月～金曜日：午前8時30分～午後5時
第2土曜日：午前8時30分～午後4時
※土日(第2土曜日を除く)・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構
Japan Pension Service

**ご自宅で
「ねんきんネット」始めてみませんか！**

「ねんきんネット」は、お客様がパソコンやスマートフォンで
ご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- 記録の確認**
ご自身の年度年金の記録や、お勤めになられた会社の雇用、標準報酬月額、賞与額が確認できます。
- 年金見込額の試算**
働きながら年金を受給した場合や、年金受給の時期が異なる場合、年金受給額が異なる場合があります。ぜひ試算してみてください。
- 通知書の確認**
電子版「ねんきん定額書」や年金受給額に関する通知書などを確認できます。
- 通知書の再交付申請**
紙の年金受給額通知書や年金受給額に関する通知書が破損した場合の再交付申請ができます。

※お問い合わせ先は、お住まいの地域年金事務所です。

日本年金機構
Japan Pension Service

ねんきんネットの始めかたは簡単です！

準備
基礎年金番号とアクセスキーをご用意ください。
・基礎年金番号
申請書などに記載してあります。
・アクセスキー
「ねんきん定額書」に記載しているほか、年金事務所でも発行しています。お持ちの方はすでにキーカードを発行済みです。

登録
ねんきんネットホームページ(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)の「新規登録」にアクセスし必要事項を入力してください。
※アクセスキーは、スマートフォンで読み取ります。

利用開始
ねんきんネットにログインして利用を開始しましょう。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイポータル内の「もっとつながる」からも簡単に始められます！

マイポータルにログイン | 「もっとつながる」機能から連携 | 「ねんきんネット」そのまま利用開始...

お問い合わせ先は、お住まいの地域年金事務所です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
0570-058-555

日本年金機構
Japan Pension Service

電子申請のリーフレット

ねんきんネットのリーフレット

5 . 令和 3 年度 事業計画（案）

(1) 地域連携事業

正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等の情報等を地域において周知することは、地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、市町村、自治会、事業所、関係機関（年金協会、社会保険労務士会、社会保険委員会、社会保険協会等）等と連携し、地域に根付いた情報提供活動を積極的に実施する。

1 . チラシ・ポスター等の配付及び掲示

地域住民の身近な窓口である市役所や町役場を中心に、関係団体の窓口にはポスターやリーフレットを設置する
地域住民や会員の情報収集ツールである市報や会報等に年金制度や出張年金相談に関する記事を掲載する
市区町村担当職員向け情報誌「かけはし」の配布

2 . 年金制度説明会

自治体等関係機関（団体）との協力連携を図り、開催する場合は感染防止対策を徹底したうえで実施

3 . 地域年金事業運営調整会議の参画機関等との連携による周知・啓発

4 . 関係団体との協力連携による公的年金制度の周知等

自治会、町内会、民生委員会等を通じての公的年金制度の周知・啓発活動

5 . 関係団体の職（会）員への研修

関係団体の職（会）員へ研修や商工会議所等のシニアプラン説明会等実施し、協力・連携体制を強化する

(2) 年金セミナー事業

学生・生徒等の若年層に対して、年金制度の正しい知識や手続きを理解していただくこと、また、年金制度が身近で重要なものであることを学んでいただくための地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、更なる拡充に向けて積極的に取り組む。

また、引き続き若手職員を中心とした講師の育成を進めるとともに、受講者に応じた教材の見直しを進め、更なる充実を図る。

1 . 年金セミナー

- (1) 職員が大学・専門学校・高校等に出向き、年金セミナーの実施や「わたしと年金」エッセイ募集の要請を積極的に行い、年金セミナーを実施する。
- (2) 県教育委員会や県立・私立高等学校校長会及び県中学校長会等に対し、学校現場での年金セミナー実施やエッセイ募集に関する通知の発出等の協力依頼を行う
- (3) 地域年金推進員を委嘱し、次世代を担う生徒に対し、公的年金制度の仕組みや基本理念正しい理解の普及を推進するため、個別学校訪問形式による年金セミナーを行う
- (4) 県内各年金事務所の年金セミナーPT（プロジェクトチーム）を中心に、セミナーコンペティションを活用し講師養成等、セミナーの充実化を図る。
- (5) アンケート結果や先生方のご意見等及び学校側からの要請に基づき、実施形式を工夫する
(実施にあたり、教材やワークショップ形式等開催形式を工夫していく。)
- (6) 大学で実施した場合、可能な限り学生納付特例申請書の受付を行う

2 . 大学や専門学校の窓口へのリーフレット等の設置

学生の身近な窓口である大学や専門学校の窓口にポスターやリーフレットを設置する。

(3) 地域相談事業

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、ジョブカフェ、商業施設等において出張年金相談（学生納付特例申請窓口、免除申請窓口含む）を実施する。

1．自治体（市町村）

年金事務所より遠隔地の市町村に赴き、年金制度説明会や出張年金相談の充実を図る。

2．労働局関係等（ハローワーク）

ハローワークの雇用保険受給者説明会で国民年金手続き等の周知を行う。

3．企業・団体等

事業所等に赴き、年金制度説明会を行う。

4．民間施設等（公共施設並びに商業施設）

ねんきん月間、年金の日（11月30日）における大規模商業施設での年金相談会の実施

5．教育機関等（大学、専門学校）

大学等に赴き、主に学生納付特例制度にかかる相談・受付窓口を開設する。

6．社会福祉施設等（養護学校、養護施設）

養護学校や養護施設等に赴き、職員や保護者に対し障害年金等を含めた年金制度説明会を開設する。

7．街角の年金相談センター宮崎（オフィス）の周知

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員活動の活性化とその委嘱拡大を最重要課題と位置づけ、定期連絡会や年金委員研修等による情報発信の充実を図り、年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに、関係団体等への働きかけを強化し、その委嘱拡大に努める。

1 . 年金委員への活動支援及び情報提供並びに委嘱の拡大等

厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知に基づき、制度改正事項、重点協力依頼事項を中心とした研修及び意見交換会を実施する。

2 . 年金委員による制度周知等への協力連携

- ┃ 職域型年金委員による企業内での制度周知
- ┃ 地域型年金委員による地域住民へのチラシ配布等による制度周知と情報提供
- ┃ 啓発資料（「アニュアルレポート」「退職後の年金手続きガイド」等）を送付する。
- ┃ 「年金委員活動の手引き」、「なごみ便り」を送付する。（地域型のみ）
- ┃ 日本年金機構ホームページ（年金委員のページ）の充実化に努める。

3 . 全国健康保険協会宮崎支部との連携

4 . 社会保険委員会等と連携した研修会の実施

5 . 宮崎県社会保険協会との協力連携

- ┃ 事業所への実務研修会での年金制度説明及び事業推進依頼を行うとともに、年金委員制度の周知を図る。

6 . 委嘱数拡大に向けた取組

- ┃ 年金受給者協会及び社会保険協会との連携・協力による地域型年金委員の委嘱拡大

(5) ねんきん月間、年金の日

毎年11月は、国民年金の社会保険料控除証明書が発行され、保険料を納付されている方々の年金に対する関心が高まる時期であることから、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」とし、公的年金制度の普及・啓発活動及び国民年金保険料収納対策を積極的に行う。

また、11月30日(いいみらい)は、厚生労働省において「年金の日」と定めていることから、「ねんきん月間」と併せてねんきんネット等の普及を促進する。

1. 大規模商業施設等での出張年金相談会を開催する
2. ねんきん月間(11月)に年金委員表彰及び年金委員研修を実施する
(表彰式に関しては、地元マスコミとの連携を図ることで効果的にPRを行う)

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育、企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を超えた社会連帯を図ることを目的に、有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を開催のうえ、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行う。

1. 開催予定時期(年2回) 令和3年6月、令和4年2月
2. 主な議事等
 - ・ 令和3年6月
令和2年度の実施結果報告と令和3年度における具体的な事業展開(重点取組の実施目標)について
 - ・ 令和4年2月
令和3年度(第1四半期～第3四半期)の事業実施状況及び令和4年度事業計画(案)について

(7) その他

1 . ねんきんネットの利用促進を行う。

令和元年度に実施した取組みを継続しつつ、年金相談及び国民年金等の窓口に来所されたお客様に対しアクセスキー発行及びID取得勧奨を徹底し、令和2年度実績を上回るユーザID取得者数を目指す。

地域年金展開事業における利用促進（年金事務所による大学等での年金セミナー等）

市区町村への協力要請（ポスターの掲示依頼等）

事業主等を経由したID取得勧奨の徹底

2 . 窓口における年金記録の再確認の推進する。

3 . 年金相談予約制の周知を行う。

4 . 「わたしと年金」エッセイの募集

年金制度の意義や公的年金制度と国民の結びつきなどについて考えていただくため、自身や、家族等の身近な方と公的年金制度との関わりについてエッセイを募集する。

5 . 学生納付特例法人（大学等）の勧奨を行う。

6 . 參考資料

(1) 令和 2 年 年金制度改正の概要 (一部抜粋)

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被保険者の適用拡大、在職中の年金受給のあり方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等の措置が講じられました。

1 . 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき企業規模要件について、段階的に引き下げ【令和4年10月・令和6年10月実施】

● 短時間労働者への適用拡大の基準

	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
企業規模要件	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間要件	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金要件	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
勤務期間要件	1年以上	2か月超	2か月超

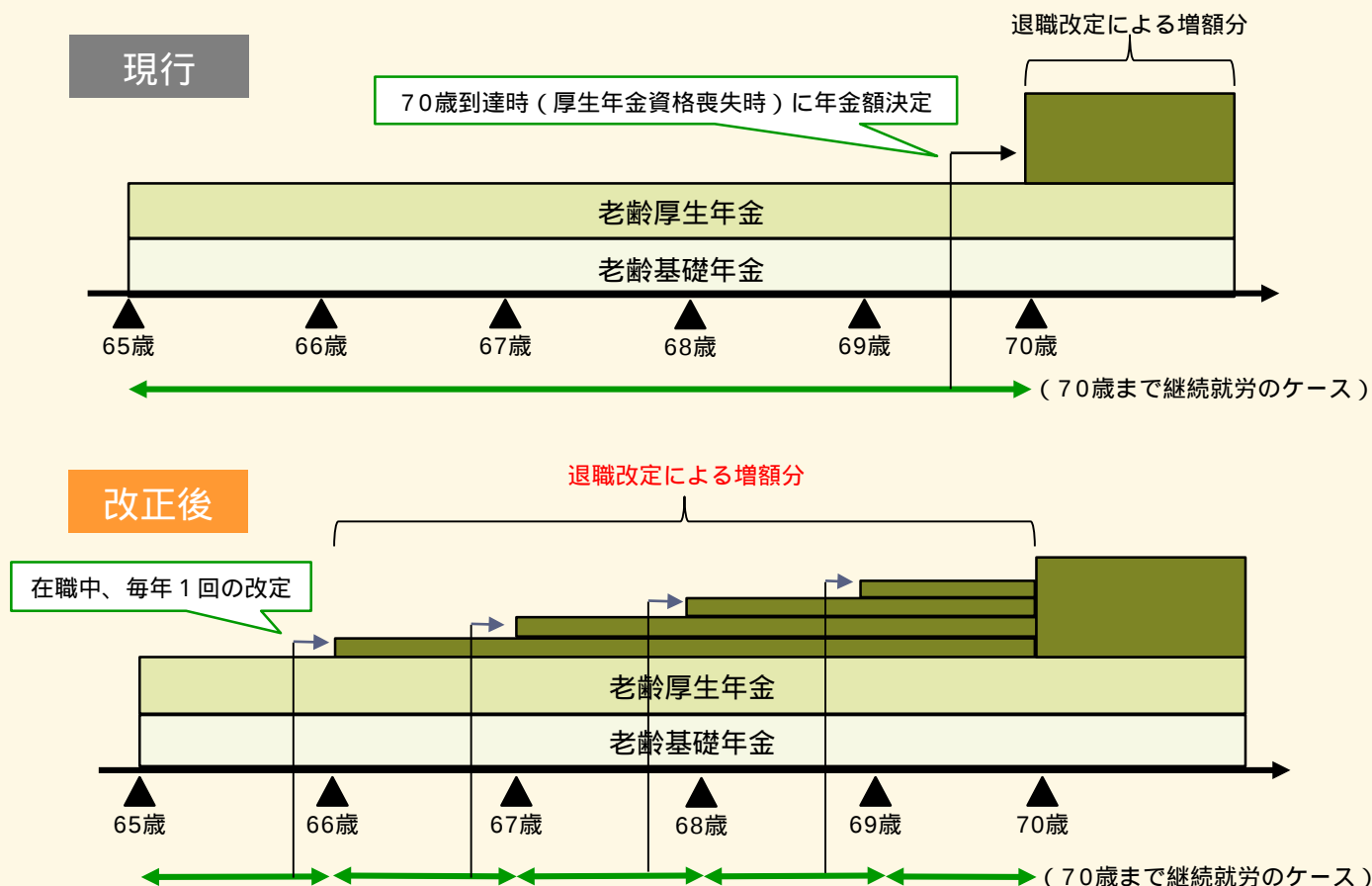
- ・ 正規・非正規にかかわらず、できるだけ多くの労働者の保障を充実させることがねらいです。
- ・ 被扶養者の基準である年収130万円未満であっても、適用拡大要件に該当すれば、自身で厚生年金に加入します。
- ・ 学生は対象から除外されます。

(2) 非適用業種のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士など、法律・会計を取り扱う「士業」について、5人以上の事業所を適用種別に追加【令和4年10月実施】

(3) 厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方自治体に勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付（医療保険）を適用【令和4年10月実施】

2. 在職中の年金受給のあり方の見直し

- (1) 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金（65歳以上）の年金額を毎年定時に（10月分）から）改定【令和4年4月実施】



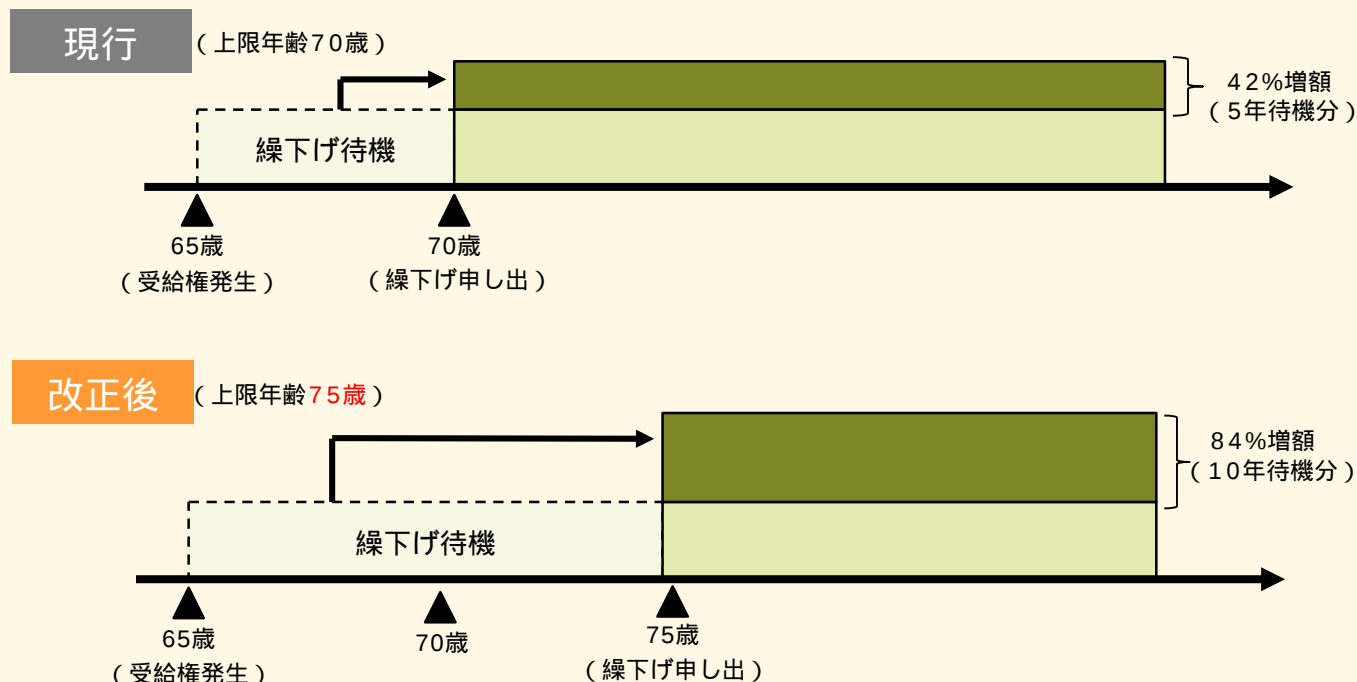
- ・現在、65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢年金受給者は、資格喪失時（退職または70歳）に65歳以降の被保険者期間を加えて、年金額が改定されます。
- ・高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映させ、受給者の経済基盤の充実を図ることがねらいです。

- (2) 60歳から64歳に支給される在職老齢年金について、支給停止基準額の「28万円」を、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に引き上げ【令和4年4月実施】

- ・現行の「28万円」が高齢者の就労に一定程度影響を与えていることを解消する、令和12年度まで支給開始年齢の引き上げが続く女性の就労を支援する、ことがねらいです。

3. 受給開始時期の選択枝の拡大

(1) 現在、70歳となっている繰下げ受給の開始年齢の上限年齢を75歳に引き上げ【令和4年4月実施】



・高年齢期の就労の拡大を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるようにすることがねらいです。

・65歳より早く受給開始した場合
1月あたり ▲0.5%

・65歳より後に受給開始した場合
1月あたり +0.7%

(令和3年2月現在)

(2) 70歳以降80歳未満の間に年金を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定にあたっては、5年前に繰下げの申し出があったものとして年金を支給【令和5年4月実施】

(繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額)

(2) 日本年金機構ホームページのリニューアル

「利用者に配慮したレイアウト」「多様なデバイスへの対応」という2つの基本コンセプトに立って、令和2年9月に日本年金機構ホームページのデザインをリニューアルしました。また、スマートフォン版についても、閲覧した際の操作性を考慮して、最適な表示となるよう改善しました。

PC版トップページ

スマートフォン版

1

年金の制度・手続き、申請・届出様式、年金Q&Aなど主要なカテゴリから目的の情報をお探しいただけます。

2

日本年金機構の事業や取組に関する情報、時期に応じたご案内などを表示しています。

3

事業主の方、国民年金に加入の方など、ご利用者の属性別に5つのメニューを設けています。

4

20歳になったとき、就職・転職・退職などシーン別に年金に関する手続きを探すことができます。



(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標(全国)

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

無年金者や低年金者をなくし、社会の安定・安心に貢献するという日本年金機構のミッションを達成するため、引き続き取り組んでまいります。



(4) 年金委員数の推移 (九州管内)

地域型年金委員数の推移 (令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 1 月)

		R2.3 末	R2.4 ~ R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福 岡	現存数	69	68	68	69	69	69	68	68	68		
	前月との比較		-1	0	1	0	0	-1	0	0		
	R2.3との比較		-1	-1	0	0	0	-1	-1	-1		
佐 賀	現存数	59	59	60	60	60	60	62	62	62		
	前月との比較		0	1	0	0	0	2	0	0		
	R2.3との比較		0	1	1	1	1	3	3	3		
長 崎	現存数	88	95	95	95	92	92	92	92	91		
	前月との比較		7	0	0	-3	0	0	0	-1		
	R2.3との比較		7	7	7	4	4	4	4	3		
大 分	現存数	42	42	42	42	42	42	42	43	43		
	前月との比較		0	0	0	0	0	0	1	0		
	R2.3との比較		0	0	0	0	0	0	1	1		
熊 本	現存数	71	75	75	79	80	87	88	88	89		
	前月との比較		4	0	4	1	7	1	0	1		
	R2.3との比較		4	4	8	9	16	17	17	18		
宮 崎	現存数	94	99	100	121	121	121	121	120	121		
	前月との比較		5	1	21	0	0	0	-1	1		
	R2.3との比較		5	6	27	27	27	27	26	27		
鹿児島	現存数	237	237	237	236	236	236	238	238	238		
	前月との比較		0	0	-1	0	0	2	0	0		
	R2.3との比較		0	0	-1	-1	-1	1	1	1		
沖 縄	現存数	45	45	45	45	45	44	43	42	42		
	前月との比較		0	0	0	0	-1	-1	-1	0		
	R2.3との比較		0	0	0	0	-1	-2	-3	-3		
計	現存数	705	720	722	747	745	751	754	753	754		
	前月との比較		15	2	25	-2	6	3	-1	1		
	R2.3との比較		15	17	42	40	46	49	48	49		

職域型年金委員数の推移（令和2年4月～令和3年1月）

		R2.3 末	R2.4～R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福岡	現存数	4,737	4,727	4,641	4,621	4,592	4,572	4,558	4,521	4,522		
	前月との比較		-10	-86	-20	-29	-20	-14	-37	1		
	R2.3との比較		-10	-96	-116	-145	-165	-179	-216	-215		
佐賀	現存数	1,490	1,501	1,467	1,471	1,471	1,476	1,477	1,482	1,479		
	前月との比較		11	-34	4	0	5	1	5	-3		
	R2.3との比較		11	-23	-19	-19	-14	-13	-8	-11		
長崎	現存数	1,584	1,589	1,565	1,555	1,514	1,513	1,508	1,506	1,508		
	前月との比較		5	-24	-10	-41	-1	-5	-2	2		
	R2.3との比較		5	-19	-29	-70	-71	-76	-78	-76		
大分	現存数	1,543	1,538	1,502	1,502	1,495	1,494	1,493	1,477	1,468		
	前月との比較		-5	-36	0	-7	-1	-1	-16	-9		
	R2.3との比較		-5	-41	-41	-48	-49	-50	-66	-75		
熊本	現存数	2,361	2,350	2,351	2,360	2,325	2,329	2,335	2,345	2,347		
	前月との比較		-11	1	9	-35	4	6	10	2		
	R2.3との比較		-11	-10	-1	-36	-32	-26	-16	-14		
宮崎	現存数	2,289	2,318	2,310	2,210	2,182	2,185	2,197	2,189	2,178		
	前月との比較		29	-8	-100	-28	3	12	-8	-11		
	R2.3との比較		29	21	-79	-107	-104	-92	-100	-111		
鹿児島	現存数	1,706	1,707	1,707	1,687	1,675	1,681	1,687	1,682	1,686		
	前月との比較		1	0	-20	-12	6	6	-5	4		
	R2.3との比較		1	1	-19	-31	-25	-19	-24	-20		
沖縄	現存数	1,266	1,264	1,260	1,239	1,239	1,213	1,213	1,207	1,205		
	前月との比較		-2	-4	-21	0	-26	0	-6	-2		
	R2.3との比較		-2	-6	-27	-27	-53	-53	-59	-61		
計	現存数	16,976	16,994	16,803	16,645	16,493	16,463	16,468	16,409	16,393		
	前月との比較		18	-191	-158	-152	-30	5	-59	-16		
	R2.3との比較		18	-173	-331	-483	-513	-508	-567	-583		